役員報酬規程

(適用範囲)

第1条 公益財団法人未来工学研究所の定款第27条に基づく役員(理事および 監事)の報酬については、本規則を適用する。

(常勤役員の報酬)

第2条 役員の報酬は年俸制とし、年俸額は次の額以下とする。

理事長1,000万円副理事長800万円常務理事700万円理事500万円

- 2 年俸額の支給方法等必要な事項は評議員会の決議により別に定める。
- 3 支給額は評議員会の承認を要する。
- 4 上記の規定にかかわらず本人の申し出により支給を辞退することができる。

(通勤手当)

第3条 常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

(退職手当)

第4条 退職手当は、年棒額に含める。

(非常勤役員)

第5条 非常勤の役員には報酬を支給しない。

(改 廃)

第6条 本規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付則 本規則は、平成25年4月1日から施行する。